

外国人講師給与支給格付基準

2007年12月1日改正

「外国語大学非常勤講師給与支給規則」別表2の給与の級を定める基準は、次により取り扱う。

- 1 給与の級の格付は、別表1の格付基準表による。
- 2 格付の基礎となる経験年数計算は、別表2の経験年数換算表による。
- 3 学歴、経験年数以外特に考慮を要すべき事情があるときは、給与の級の格付を調整することができる。

別表1 格付基準表

給与の級	左欄の級へ格付するために必要な学歴取得後の経験年数	
	大学卒	短大卒
1級	0以上～2未満	0以上～5未満
2級	2～7	5～10
3級	7～12	10～15
4級	12～19	15～22
5級	19～26	22～29
6級	26～32	29～35
7級	32～	35～

備考

- 1 大学卒は修学年数を16年、短大卒は同14年を基準とする。
- 2 学制が異なるときは、修学基準年数をこえる年数を学歴取得後の経験年数に加え、修学基準年数に不足する年数は学歴取得後の経験年数から減ずる。
- 3 2の経験年数計算において、起算点を大学卒とした場合と、短大とした場合と手当の級が異なるときは、講師に有利な起算点による。

別表2 経験年数換算表

経歴の種類	換算率	備考
正規の学校における在学期間	100%	在学期間は正規の修学期間の範囲内
教育・研究等の業務で直接関係があると認められるもの	100	
政府（含外国政府）関係機関及びこれに準ずるもの	80	
その他	50	